

ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの  
表示に関する公正競争規約 新旧対照表  
(原料原産地表示：変更理由付)

2019年7月

チーズ公正取引協議会

(下線部が変更箇所)

変更案	現行	変更理由
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第31条第1項の規定に基づき、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約で「ナチュラルチーズ」とは、食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。)第2条第17項に規定するナチュラルチーズをいい、このうち、ソフト及びセミハードのものは乳等省令別表二(三)(4)の成分規格に合致するものをいう。なお、当該ナチュラルチーズには、香り及び味を付与する目的で、風味物質を添加することができるものとする。</p> <p>2 この規約で「プロセスチーズ」とは、乳等省令第2条第18項に規定するプロセスチーズであって、乳等省令別表二(三)(5)の成分規格に合致するものをいう。なお、当該プロセスチーズには、次の各号に掲げるものを添加することができるものとする。</p> <p>(1) 食品衛生法で認められている添加物</p> <p>(2) 脂肪量の調整のためのクリーム、バター及びバターオイル</p> <p>(3) 香り、味、栄養成分、機能性及び物性を付与する目的の食品(添加量は製品の固形分重量の1/6以内とする。ただし、前号以外の乳等の添加量は製品中の乳糖含量が5%を超えない範囲とする。)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。)は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第31条第1項の規定に基づき、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約で「ナチュラルチーズ」とは、食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。)第2条第17項に規定するナチュラルチーズをいい、このうち、ソフト及びセミハードのものは乳等省令別表二(三)(4)の成分規格に合致するものをいう。なお、当該ナチュラルチーズには、香り及び味を付与する目的で、風味物質を添加することができるものとする。</p> <p>2 この規約で「プロセスチーズ」とは、乳等省令第2条第18項に規定するプロセスチーズであって、乳等省令別表二(三)(5)の成分規格に合致するものをいう。なお、当該プロセスチーズには、次の各号に掲げるものを添加することができるものとする。</p> <p>(1) 食品衛生法で認められている添加物</p> <p>(2) 脂肪量の調整のためのクリーム、バター及びバターオイル</p> <p>(3) 香り、味、栄養成分、機能性及び物性を付与する目的の食品(添加量は製品の固形分重量の1/6以内とする。ただし、前号以外の乳等の添加量は製品中の乳糖含量が5%を超えない範囲とする。)</p>	

変更案	現行	変更理由
<p>3 この規約で「チーズフード」とは、乳等省令にいう<u>乳及び乳製品並びにこれら</u>を主要原料とする食品であって、一種以上のナチュラルチーズ又はプロセスチーズを粉砕し、混合し、加熱溶解し、乳化してつくられるもので、製品中のチーズ分の重量が51%以上のものをいう。なお、当該チーズフードには、次の各号に掲げるものを添加することができるものとする。</p> <p>(1) 食品衛生法で認められている添加物</p> <p>(2) 香り、味、栄養成分、機能性及び物性を付与する目的の食品(添加量は製品の固形分重量の1/6以内とする。)</p> <p>(3) 乳に由来しない脂肪、<u>たんぱく質</u>又は炭水化物(添加量は製品重量の10%以内とする。)</p> <p>4 この規約で「事業者」とは、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードを製造し、<u>加工し</u>、販売し、又は輸入して販売する者をいう。</p> <p>5 この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器包装(<u>食品衛生法</u>第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。)による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)</p> <p>(3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)</p>	<p>3 この規約で「チーズフード」とは、乳等省令にいう<u>乳又は乳製品</u>を主要原料とする食品であって、一種以上のナチュラルチーズ又はプロセスチーズを粉砕し、混合し、加熱溶解し、乳化してつくられるもので、製品中のチーズ分の重量が51%以上のものをいう。なお、当該チーズフードには、次の各号に掲げるものを添加することができるものとする。</p> <p>(1) 食品衛生法で認められている添加物</p> <p>(2) 香り、味、栄養成分、機能性及び物性を付与する目的の食品(添加量は製品の固形分重量の1/6以内とする。)</p> <p>(3) 乳に由来しない脂肪、<u>蛋白質</u>又は炭水化物(添加量は製品重量の10%以内とする。)</p> <p>4 この規約で「事業者」とは、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードを製造し<u>若し</u>は販売し、又は輸入して販売する者をいう。</p> <p>5 この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器包装(<u>食品衛生法(昭和22年法律第233号)</u>第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。)による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)</p> <p>(3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)</p>	<p>・乳等省令の文言に合わせるための字句修正であり、対象物に変更はない。</p> <p>・食品表示基準に準ずる。</p> <p>・加工者の新設により追加。</p> <p>・消費者庁の指示による。</p>

変更案	現行	変更理由
<p>ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。)、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)</p> <p>(必要な表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)第3条に規定する横断的義務表示事項及びに第4条に規定する個別的義務表示事項について、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)に定めるところにより、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの容器包装に、次に掲げる事項を一括して、外部から見やすい場所に、邦文で明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) ナチュラルチーズ又はプロセスチーズにあつては種別、チーズフードにあつては名称</p> <p>(2) ナチュラルチーズ(ソフト及びセミハードのものに限る。)にあつては</p> <p>ア 容器包装に入れた後に加熱殺菌したものは、容器包装に入れた後、加熱殺菌した旨</p> <p>イ 飲食に供する際に加熱するものは、飲食に供する際に加熱を要する旨</p>	<p>む。)、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。)、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)</p> <p>(必要な表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)第3条に規定する横断的義務表示事項並びに第4条に規定する個別的義務表示事項について、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)に定めるところにより、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの容器包装に、次に掲げる事項を一括して、外部から見やすい場所に、邦文で明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) ナチュラルチーズ又はプロセスチーズにあつては種別、チーズフードにあつては名称</p> <p>(2) ナチュラルチーズ(ソフト及びセミハードのものに限る。)にあつては</p> <p>ア 容器包装に入れた後に加熱殺菌したものは、容器包装に入れた後、加熱殺菌した旨</p> <p>イ 飲食に供する際に加熱するものは、飲食に供する際に加熱を要する旨</p>	<p>・消費者庁の指示による。</p>

変更案	現行	変更理由
<p>(3) チーズフードにあっては</p> <p>ア 無脂乳固形分</p> <p>イ 乳脂肪分</p> <p>ウ 乳脂肪分以外の脂肪分</p> <p>エ 乳たんぱく質以外のたんぱく質分</p> <p>オ 乳糖以外の炭水化物分</p> <p>ただし、ウ、エ、オを含まない場合は当該項目を省略する。</p> <p>(4) 原材料名</p>	<p>(3) チーズフードにあっては</p> <p>ア 無脂乳固形分</p> <p>イ 乳脂肪分</p> <p>ウ 乳脂肪分以外の脂肪分</p> <p>エ 乳蛋白質以外の蛋白質分</p> <p>オ 乳糖以外の炭水化物分</p> <p>ただし、ウ、エ、オを含まない場合は当該項目を省略する。</p> <p>(4) 原材料名</p>	<p>・食品表示基準に準ずる。</p>
<p>(5) 添加物</p> <p><u>(6) 原料原産地名</u></p>	<p>(5) 添加物</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>・平成29年内閣府令第43号の施行に伴う食品表示基準の一部改正に準じて新規に追加した。</p>

変更案	現行	変更理由
<p>(7) 内容量</p> <p>(8) 賞味期限</p> <p>(9) 保存方法</p> <p>(10) 輸入品にあつては原産国名</p> <p>(11) 製造業者、<u>加工業者</u>又は輸入業者の氏名又は名称及び所在地</p> <p>(12) 栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。)の量及び熱量</p> <p>2 紙製容器包装及びプラスチック製容器包装への分別回収のための識別マークは、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)に基づく特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令(平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第2号)に基づき表示しなければならない。</p>	<p>(6) 内容量</p> <p>(7) 賞味期限</p> <p>(8) 保存方法</p> <p>(9) 輸入品にあつては原産国名</p> <p>(10) 製造業者又は輸入業者の氏名又は名称及び所在地</p> <p>(11) 栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。)の量及び熱量</p> <p>2 紙製容器包装及びプラスチック製容器包装への分別回収のための識別マークは、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)に基づく特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令(平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第2号)に基づき表示しなければならない。</p>	<p>・原料原産地名の追加により号数が順次繰り下げとなる。</p> <p>・加工者の新設により追加。</p>

変更案	現行	変更理由
<p>(特定表示事項)</p> <p>第4条 ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの容器包装に、国名又は原産地名若しくは「チェダー」、「ゴータ」、「エメンター」、「ブルー」、「カマンベール」その他これらに類する名称を表示する場合は、施行規則で定めるところによらなければならない。</p> <p>2 ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの容器包装に、ブルーチーズ、カマンベールチーズその他の香味の著しく強いチーズが含まれている旨を表示する場合は、施行規則で定めるところによらなければならない。</p> <p>3 ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの容器包装に、栄養成分の補給ができる旨及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示を行う場合は、食品表示基準第7条に基づき表示しなければならない。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第5条 事業者は、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 第2条第1項から第3項までの定義に該当しない商品について、当該定義に該当する商品であるかのような表示</p> <p>(2) 第4条第1項及び第2項に規定する事項の使用基準に該当しない表示</p> <p>(3) 客観的な根拠に基づかない、病気の予防、痩身等の効能・効果表示</p>	<p>(特定表示事項)</p> <p>第4条 ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの容器包装に、国名又は原産地名若しくは「チェダー」、「ゴータ」、「エメンター」、「ブルー」、「カマンベール」その他これらに類する名称を表示する場合は、施行規則で定めるところによらなければならない。</p> <p>2 ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの容器包装に、ブルーチーズ、カマンベールチーズその他の香味の著しく強いチーズが含まれている旨を表示する場合は、施行規則で定めるところによらなければならない。</p> <p>3 ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの容器包装に、栄養成分の補給ができる旨及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示を行う場合は、食品表示基準第7条に基づき表示しなければならない。</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第5条 事業者は、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 第2条第1項から第3項までの定義に該当しない商品について、当該定義に該当する商品であるかのような表示</p> <p>(2) 第4条第1項及び第2項に規定する事項の使用基準に該当しない表示</p> <p>(3) 客観的な根拠に基づかない、病気の予防、痩身等の効能・効果表示</p>	<p>・食品表示基準に準ずる。</p>

変更案	現行	変更理由
<p>(4) 客観的な根拠に基づかない、天然、自然、特選、高級等の表示</p> <p>(5) 架空の又は容易に得られる賞の表示</p> <p>(6) 内容物の保護又は品質保全に必要な限度を超えて過大な容器包装を用いる表示</p> <p>(7) 不当な価格表示</p> <p>(8) 他の事業者の同種の商品について、その特徴を不適切に比較する表示</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、商品の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものより著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(10) 原産国について、誤認されるおそれがある表示</p> <p>(11) おとり広告に関する表示</p> <p>(12) 他の事業者のナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードを、中傷し又は誹謗する表示</p>	<p>(4) 客観的な根拠に基づかない、天然、自然、特選、高級等の表示</p> <p>(5) 架空の又は容易に得られる賞の表示</p> <p>(6) 内容物の保護又は品質保全に必要な限度を超えて過大な容器包装を用いる表示</p> <p>(7) 不当な価格表示</p> <p>(8) 他の事業者の同種の商品について、その特徴を不適切に比較する表示</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、商品の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものより著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(10) 原産国について、誤認されるおそれがある表示</p> <p>(11) おとり広告に関する表示</p> <p>(12) 他の事業者のナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードを、中傷し又は誹謗する表示</p>	
<p>(公正取引協議会の設置)</p>	<p>(公正取引協議会の設置)</p>	
<p>第6条 この規約を適正に施行するため、チーズ公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)を設置する。</p>	<p>第6条 この規約を適正に施行するため、チーズ公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)を設置する。</p>	
<p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者の団体をもって構成する。</p>	<p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者の団体をもって構成する。</p>	
<p>(公正取引協議会の事業)</p>	<p>(公正取引協議会の事業)</p>	
<p>第7条 公正取引協議会は次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の内容の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) 会員の製造及び販売するナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの品質検査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p>	<p>第7条 公正取引協議会は次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の内容の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) 会員の製造及び販売するナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの品質検査に関すること。</p> <p>(4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p>	

変更案	現行	変更理由
<p>(5) この規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。</p> <p>(6) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(7) 規則の制定又は改廃に関すること。</p> <p>(8) 一般消費者からの苦情の処理に関すること。</p> <p>(9) その他この規約の施行及び改正に関すること。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第8条 公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第9条 公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨第3条から第5条までの規定に違反する行為を再び行ってはならない旨を文書<u>をもって</u>警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p>	<p>(5) この規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。</p> <p>(6) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(7) 規則の制定又は改廃に関すること。</p> <p>(8) 一般消費者からの苦情の処理に関すること。</p> <p>(9) その他この規約の施行及び改正に関すること。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第8条 公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第9条 公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨第3条から第5条までの規定に違反する行為を再び行ってはならない旨を文書<u>をもって</u>警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p>	<p>・消費者庁の再修正指示による。</p>

変更案	現行	変更理由
<p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第10条 公正取引協議会は、第8条第3項又は前条第2項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合は、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者へ送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合は、当該事業者へ追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づき更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合は、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(規則の制定)</p> <p>第11条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。</p>	<p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第10条 公正取引協議会は、第8条第3項又は前条第<u>二</u>項の規定による措置(警告を除く。)を採ろうとする場合は、採るべき措置の案(以下「決定案」という。)を作成し、これを当該事業者へ送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合は、当該事業者へ追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づき更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合は、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(規則の制定)</p> <p>第11条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。</p>	<p>・消費者庁の指示による。</p>

変更案	現行	変更理由
<p>附 則</p> <p>1 この規約の変更は、<u>規約の変更について</u>公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2 この規約の変更の施行の日から令和4年3月31日までに製造され又は加工されるナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードについては、<u>なお従前の例によること</u>ができる。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この規約は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。</p> <p>2 この規約の施行の日から平成32年3月31日までに製造され、加工され、又は輸入されるナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードについては、<u>なお従前の例によること</u>ができる。</p> <p>3 規約第3条第1項第2号アにおいては、平成28年7月8日まで製造され、加工され、又は輸入されるナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードについては、<u>なお従前の例によること</u>ができる。</p>	<p>附則は、</p> <p>1で、規約変更案全体の施行日を指定することを定める。</p> <p>2で、原料原産地に関する条項は経過措置期間(令和4年3月31日まで)を定める。</p> <p>以上の2点となります。</p>